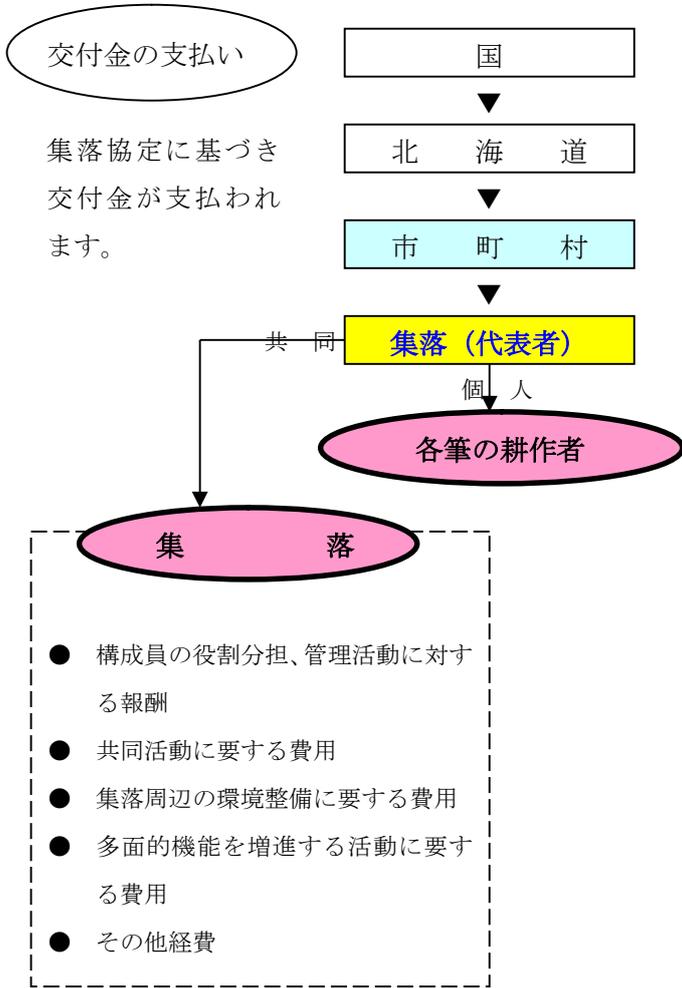


## 集落協定の概要を公表します



中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地等の増加により国土の保全・水源のかん養・良好な景観形成等、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に平地地域との生産条件格差の8割を直接支払することとした、食料・農業・農村基本法に位置付けられた、我が国農政史上初めての取組みとして平成12年度より導入され、平成17年度からは第2期対策、平成22年度から

は第3期対策、平成27年度からは第4期対策として、効果的に活用されてきました。

今後は、令和2年度から令和6年度までを対策期間とする、第5期対策として、法律に基づいた安定的な措置のもと、実施されることとなります。

これまでの取組同様、集落協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等が対象者となつていますが、交付金は集落の代表者が一括して受け取り、地域農業の継続や生産性の向上、多面的機能を増進する活動等、集落の共同取組活動や農地を管理する農業者等へ配分する仕組みとなつていきます。

協定集落名	鶴居村鶴居集落	鶴居村幌呂集落
代表	折笠 文則	松井 俊治
協定参加者	60人 (農業者43人、生産組織等17人)	42人 (農業者33人、生産組織等9人)
対象農用地面積	38,728,716 m <sup>2</sup> (草地比率の高い農地)	30,987,486 m <sup>2</sup> (草地比率の高い農地)
交付金額	58,093,074円 うち共同取組活動 31,227,865円 (53.75%) 農業者等への配分 26,865,209円 (46.25%)	46,481,229円 うち共同取組活動 20,504,119円 (44.11%) 農業者等への配分 25,977,110円 (55.89%)
主な共同取組活動の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 農村景観の維持と環境保全のため、農場や集会場周辺の清掃、花壇整備、廃プラスチックの収集運搬を実施</li> <li>② 共同作業による身体的負担の軽減、生産性、収益費について助成</li> <li>③ タンチョウの給餌場の確保、環境整備を含めた保護活動の実施</li> <li>④ 計画的な農地管理を行うための農地管理用図面の作成</li> <li>⑤ 野生鳥獣被害対策のための助成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 農村景観と環境保持のため、廃プラスチックの収集運搬の実施</li> <li>② 良質粗飼料の確保のため、土壌診断に基づく計画的な草地更新を実施</li> <li>③ 機械・農作業の共同化による身体的負担の軽減、生産性向上のために助成</li> <li>④ 計画的な農用地管理を行うための農地管理用図面の作成</li> <li>⑤ 野生鳥獣被害対策のための助成</li> </ol>

5年度目となる令和6年度においても、これまでと同様に、2つの協定集落が設立され、村内農業者等及び村内の農地を耕作する村外農業者等(農場・組織)により、集落協定に基づく共同取組活動が計画されています。

ここでは、農業者の皆さんが話し合いにより、地域農業の継続と発展、農村景観の保全等を図るために定めた集落協定の概要をご紹介します。